

令和3年9月13日

堺市民活動サポートセンターご利用のみなさまへ

堺市民活動サポートセンター

堺市民活動サポートセンター内施設「ワークステーション」

緊急事態宣言発令中の利用について

緊急事態宣言発令中に、やむを得ない理由等で堺市民活動サポートセンター内施設「ワークステーション」の利用を希望される団体は、当センターまでご連絡ください。
限定的に対応させていただきます。

令和3年9月13日（月）～緊急事態宣言終了日まで

<開館時間>

- ◆平日、土曜日：午前9時～午後5時30分
- ◆日曜日：午前9時～午後5時15分

*総合福祉会館の会館時間変更にともない、当センターの開館時間も変更します。

—お問合せ先—

- 堺市民活動サポートセンター
- 担当：畔柳・伊地知・守屋
- 電話：072-232-8686